

仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

令和7年度の国民健康保険料算定に向けて、「国民健康保険法施行令」の改正が予定されていることを踏まえ、保険料の賦課限度額を引き上げるもの。

これは、高齢化や医療の高度化等により医療給付費の増加が見込まれている状況において、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなることから、高所得層にも応分の負担をいただき、中間所得層の負担上昇を緩和する観点から実施するものとされている。

2 改正の概要

保険料賦課限度額を以下のとおり、引き上げる。

「基礎賦課額」の限度額	(現行) <u>65</u> 万円	→	(改正案) <u>66</u> 万円
「後期高齢者支援金等賦課額」の限度額	(現行) <u>24</u> 万円	→	(改正案) <u>26</u> 万円
※「介護納付金賦課額」の限度額	(現行) 17 万円	→	(据え置き) 17 万円

3 施行日

令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の保険料から適用する。